

# ～ 税務課からのお知らせです ～

## 平成30年度集合主税納税通知書が発送されます

平成30年度の集合主税（町道民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）の納税通知書がまもなく皆さんのお手元に届きます。

各税目の課税算定方法については、通知書裏面をご覧ください。



### 【平成30年度の主な改正点】

◎国民健康保険税の限度額および軽減判定が変わりました。

・限度額の引き上げ

・均等割および平等割5割、2割軽減の範囲が拡大

区 分	平成30年度から	前年度比
医療給付分	580,000円	40,000円の引き上げ
後期支援金分	190,000円	変 更 な し
介護納付金分	160,000円	変 更 な し
計	930,000円	40,000円の引き上げ

軽減割合	平成30年度から	前年度比
	対 象 と な る 所 得 判 定 基 準	
7割軽減	33万円以下	変 更 な し
5割軽減	33万円+ (27万5千円×被保険者)	1人につき 5千円増額
2割軽減	33万円+ (50万円×被保険者)	1人につき 1万円増額

### 【その他の留意点】

#### ◎固定資産税

固定資産税は、固定資産(土地、家屋、償却資産)の価格、すなわち「適正な時価」を課税標準として課税するため、地方税法上、土地と家屋については原則として、3年ごとに評価額を見直す制度が設けられており、これを「評価替え」といいます。

なお、平成30年度は評価替えの年にあたるため、土地および家屋の評価額を見直しています。

#### ◎軽自動車税のグリーン化特例による軽減について

平成30年度のグリーン化特例対象車両は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに登録した車両で、所定の規定を満たすものに限り、平成30年度の課税時に税額が軽減されます。

なお、所定の規定については、町ホームページでご確認いただくか、税務課税務係へお問い合わせください。



#### ◎軽自動車税の減免について

軽自動車税は、その軽自動車等が身体等に障害がある方のために使用されたり、戦傷病者の方が自ら使用し、一定の要件に該当する場合は減免を受けることができます。

減免の対象になると思われる方は、納税通知書がお手元に届きましたら7月2日(月)までに税務課税務係または各出張所へ下記のものを持参のうえ申請してください(申請に必要なものがそろわない場合は、申請が受けられないことがありますのでご注意ください)。

#### 【申請に必要なもの】

- ・障害者手帳 ・印鑑 ・運転免許証 ・減免を受ける車両の車検証(写しでも可)
- ・マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード(減免を受ける車両の納税義務者のもの)

平成30年度集合主税の通知書・納付書についてのお問い合わせは  
役場税務課税務係 までお気軽にお電話ください  
電話 73-2011 (内線141・142)